



日本農業新聞

節税への近道[®]

持続的経営のために

農地などの納税猶予の特例とは、農業を営んでいる方が、後継者に家業を継がせたいときに活用できる税金の優遇措置である。農業経営に利用する土地であれば、一定の要件の下、農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納付が猶予される。

農業投資価格とは、宅地に転用した時に期待される収益を考慮しない土地の価格である。つまり、評価額の中に含まれるこの期待収益の上乗せが大きい市街地にあるような農地ほど効力を発揮する制度といえる。

猶予された税金は、原則として農業相続人が亡くなる日をもって免除される(ただし、相続税の申告期限の翌日から20年を

特例の対象となる農地など

納税猶予の対象となる農地 納税猶予の対象とならない農地

農地・採草放牧地・準農地・一時的道路用地など

特定市街化区域農地など (注1)

都市営農農地など (生産緑地) (注2)

生産緑地法により
買い取りの申し出がなされた農地

(注1) 三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の特定市の市街化区域に所在する農地、採草放牧地などを指す

(注2) 特定市街化区域農地のうち、生産緑地の指定を受けた農地、採草放牧地を指す

農地などの納税猶予

適用期限に注意を

経過する日と亡くなる日のいずれか早い日が猶予期限となる農地もある。また、この特例対象とした農地の全てを次の後継者に一括で贈与することも、猶予された税金から逃れることができる。

あくまでも、農業経営を続けている限りにおいて、それに必要な土地の税金を一部免除するという趣旨であり、この特例を受けた相続人は、相続後も適用要件を満たし続けなければならぬ。譲渡や農地以外への転用、または農業経営の廃止などの理由で農業を営まなくなった場合には、当然、利子税とともに相続税を納付することになる。

とはいえ、農業相続人は必ず専門農家にならなければならぬ、というわけではない。会社に勤務していたり、他の事業を営んでいても、休日には農耕に従事しているか、農業の経営方針の決定に影響力がある者であれば証明を受けることができる。いくら以上の農業所得が必要、といった制限もない。

この納税猶予の適用を受けるには、相続税の申告書の提出期限(相続発生日の翌日から10カ月後)までにその農地などを取得し、かつ、農業経営を開始するなどの要件を満たす必要がある。つまり、この期限までに遺産分割が調わなければ適用対象外とされてしまう、という点には注意してほしい。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)